

労働供給の状況等について

内閣官房

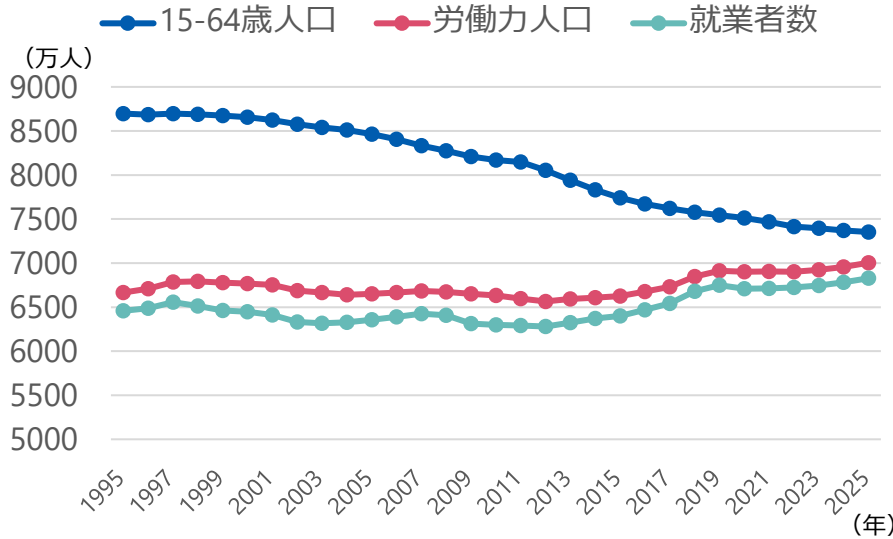
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

近年の就業者数の推移

○ 我が国では生産年齢人口が減少する中で、**女性や高齢者の労働参加率の上昇により、就業者数は増加**してきたが、**適切な労働参加が進まなければ、就業者数は大きく減少**すると推計されている。

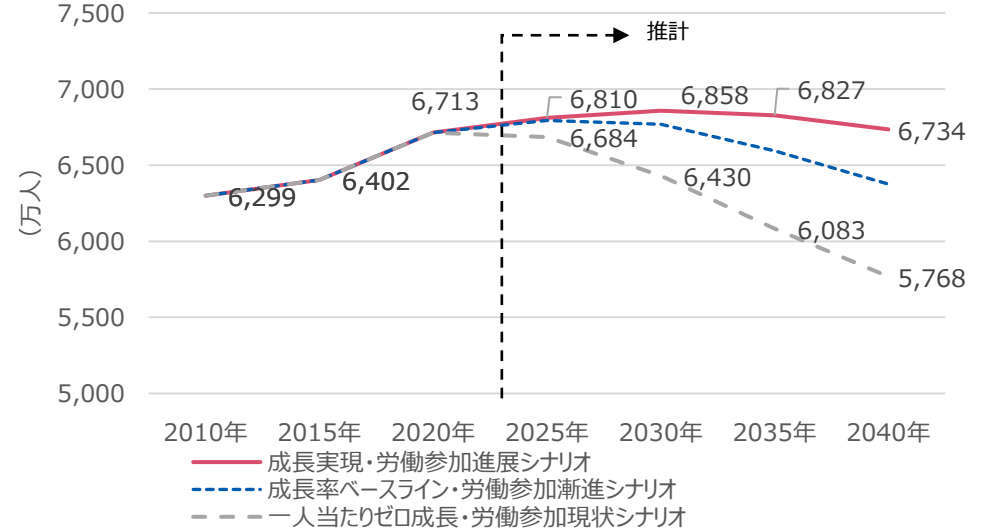
● 労働力人口・就業者数の推移

(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

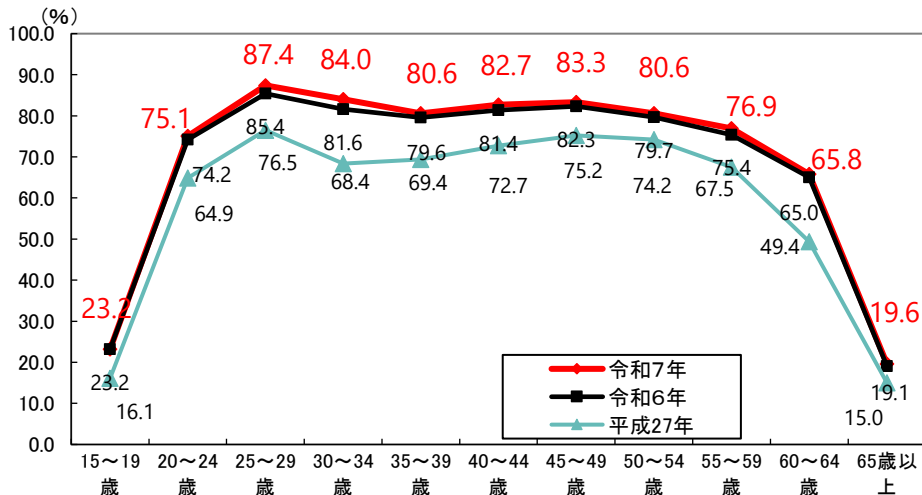


● 就業者数の将来推計

(出典) JILPT「2023年度版 労働力需給の推計」より事務局作成。

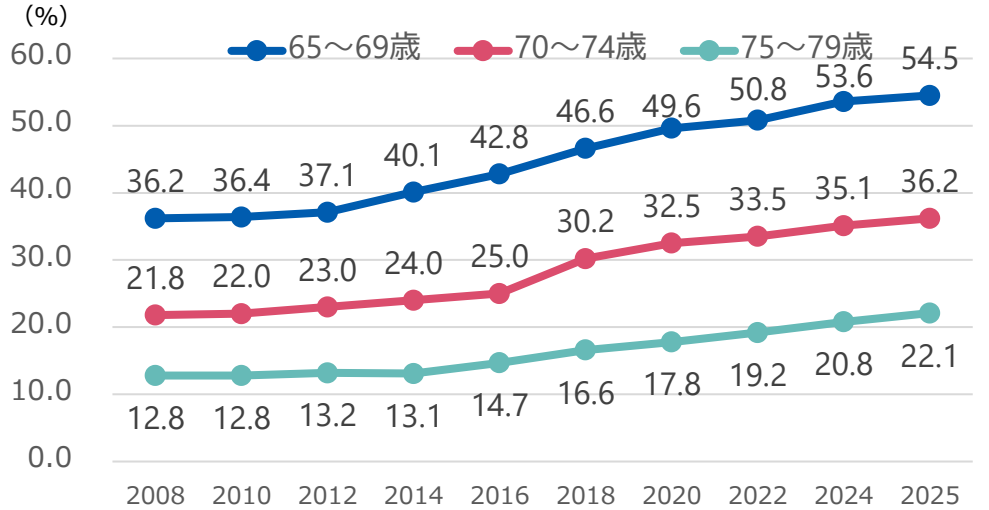


● 女性の年齢階級別就業率



(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

● 高齢者の就業率の推移



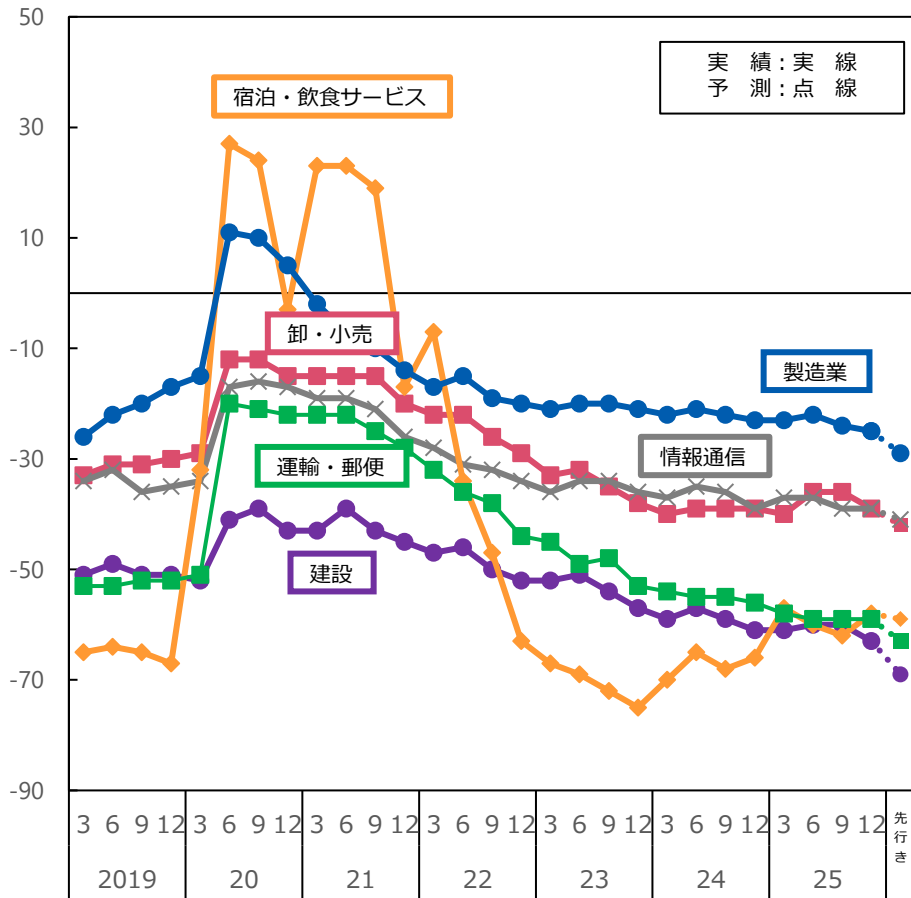
(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

(注1) 「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。値は年平均。

近年の労働市場をめぐる現状

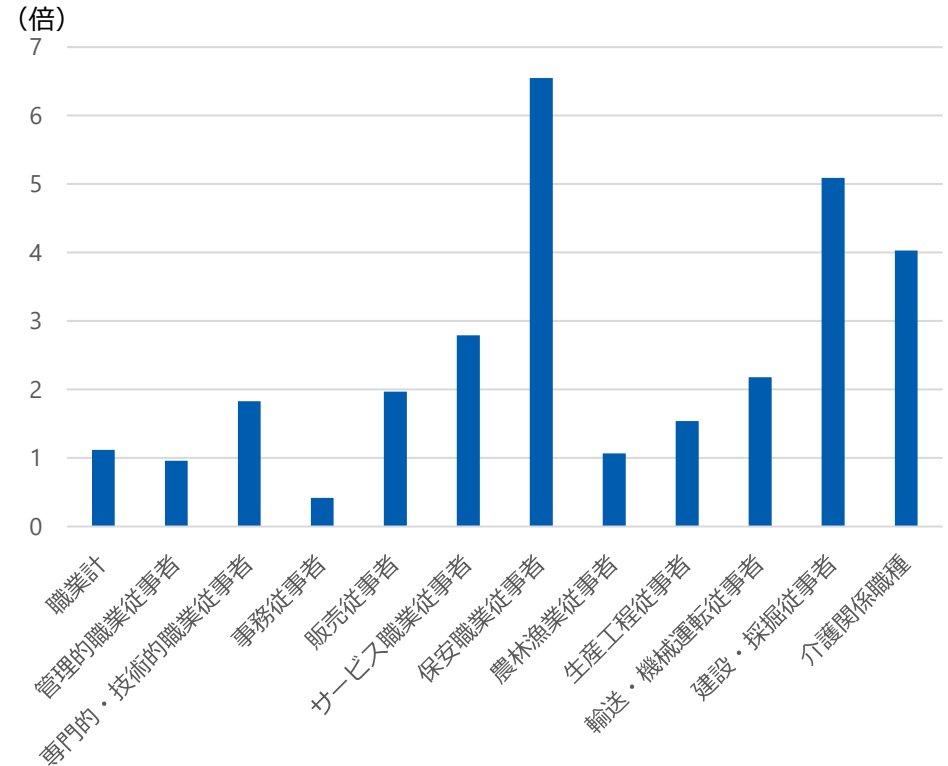
- こうした中、コロナ禍以降の経済活動の活発化により**労働市場はタイト化してきた**。
- 職業別では、「保安」「建設・採掘」「介護関係」等の職種で特に人手不足傾向が顕著。生産性向上の取組も含め、**人手不足の緩和**を図る必要。

●産業別雇用人員判断D.I.の推移



(出典) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より事務局作成。

●職業別有効求人倍率 (2025年)



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」より事務局作成。

(注1) パートタイムを含む常用。

(注2) 平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく区分。

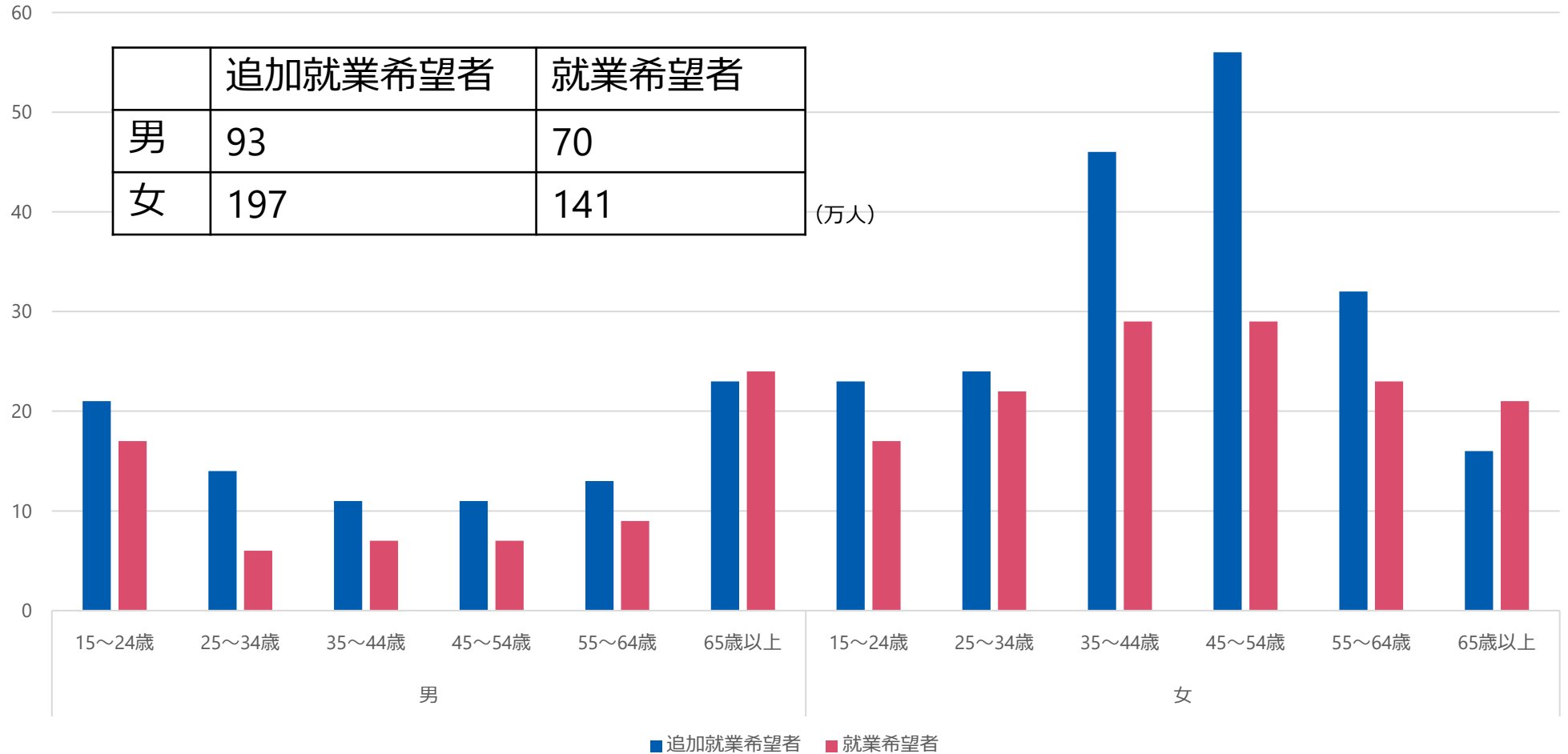
(注3) 介護関係職種は、「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計。

追加就業希望者数・就業希望者数

○ **追加就業希望者**（就業者のうち追加就業を希望するもの）、**就業希望者**（非労働力人口で就業を希望するもの）は、非正規雇用就業者が多い**女性で多い**。

●就業時間増加希望者数、就業希望者数（2025年平均）

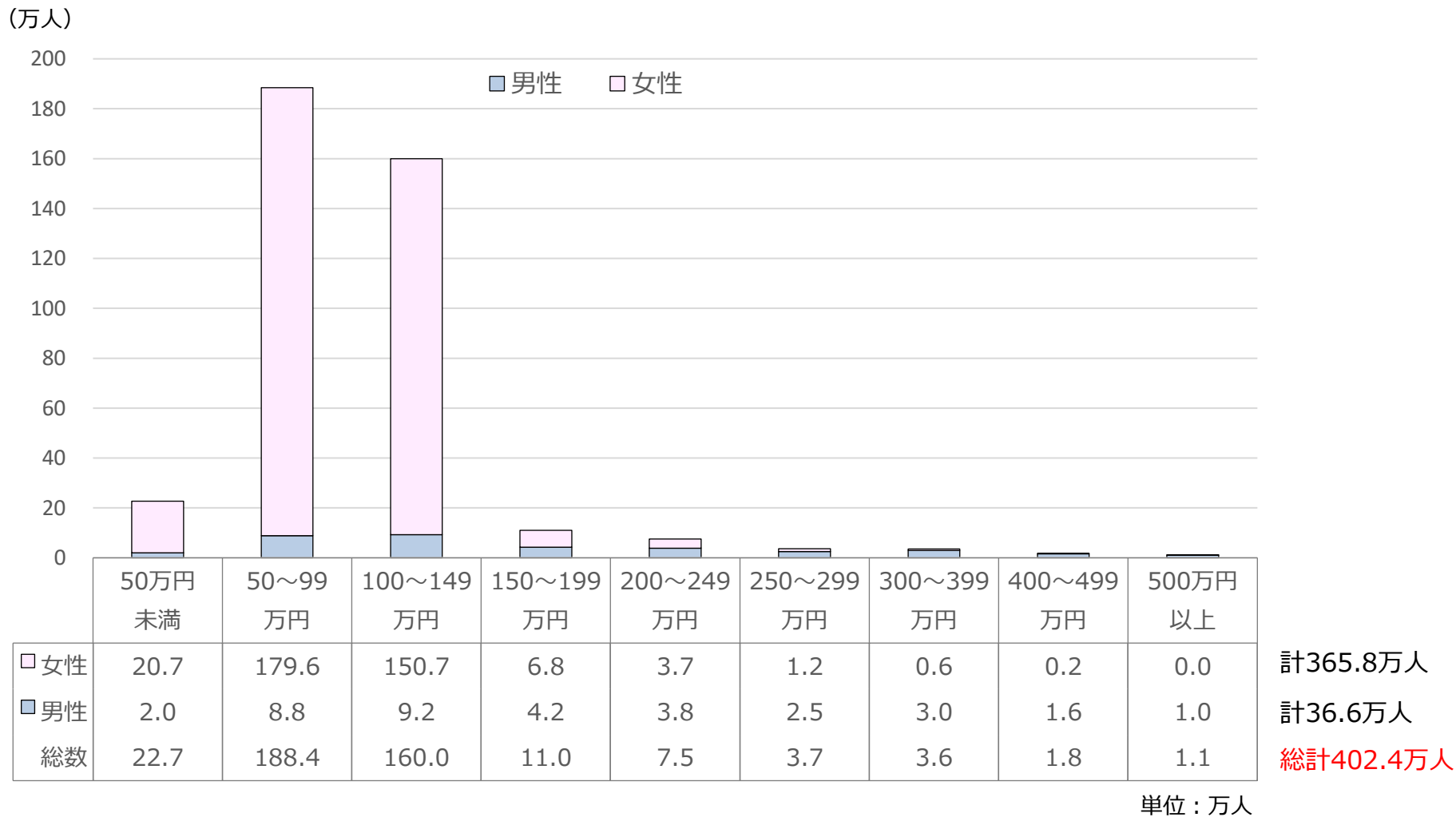
(万人)



(出典) 総務省「労働力調査（詳細集計）」より事務局作成。

就業調整の状況

○ 就業調整をしている有配偶者の数は**400万人**を超え、その**大半が年収50～99万円か100～149万円の収入帯に留まっている**。



(注) 有配偶者であって、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに「している」と回答した者の数。

(出典) 総務省「令和4年就業構造基本調査」

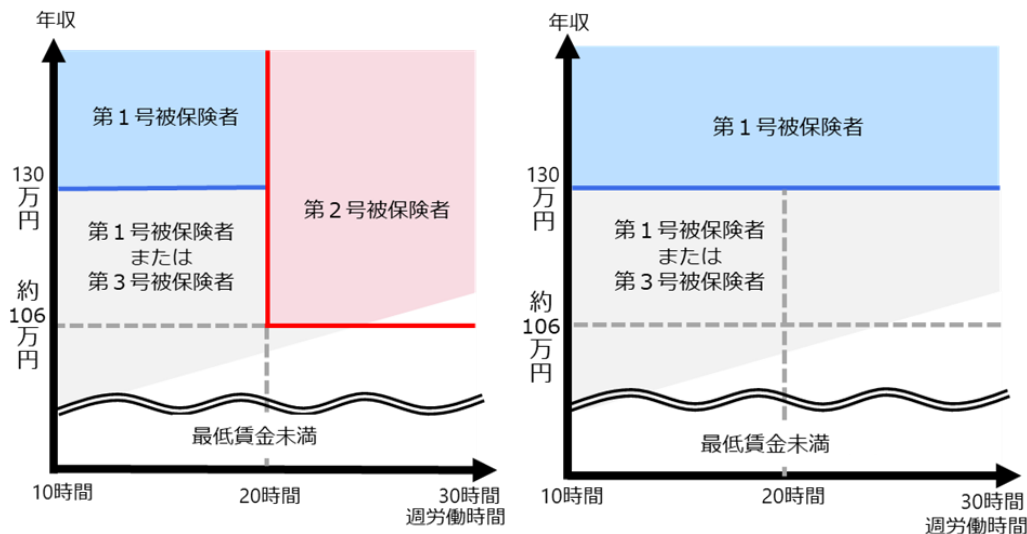
社会保険制度上のいわゆる「年収の壁」を巡る現状

- 会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労。
- その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在。

現行制度の社会保険の適用関係（イメージ）

50人超企業等

50人以下企業等



○従業員50人超企業に
週20時間以上で
勤務する場合

「106万円の壁」

加入制度：厚生年金保険・健康保険

○上記以外の場合

「130万円の壁」

加入制度：国民年金・国民健康保険

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8%）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

【被扶養者認定基準（130万円）】 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
【被用者保険加入（106万円）】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

（出典）厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

（注1）令和7年年金制度改正法により、短時間労働者の被用者保険加入に係る賃金要件が廃止されることとされており、いわゆる「106万円の壁」は消滅する。

（注2）従業員50人超企業とする企業規模要件についても、令和7年年金制度改正法により段階的に縮小・撤廃することとしている。

(参考) 税制上のいわゆる「年収の壁」をめぐる状況

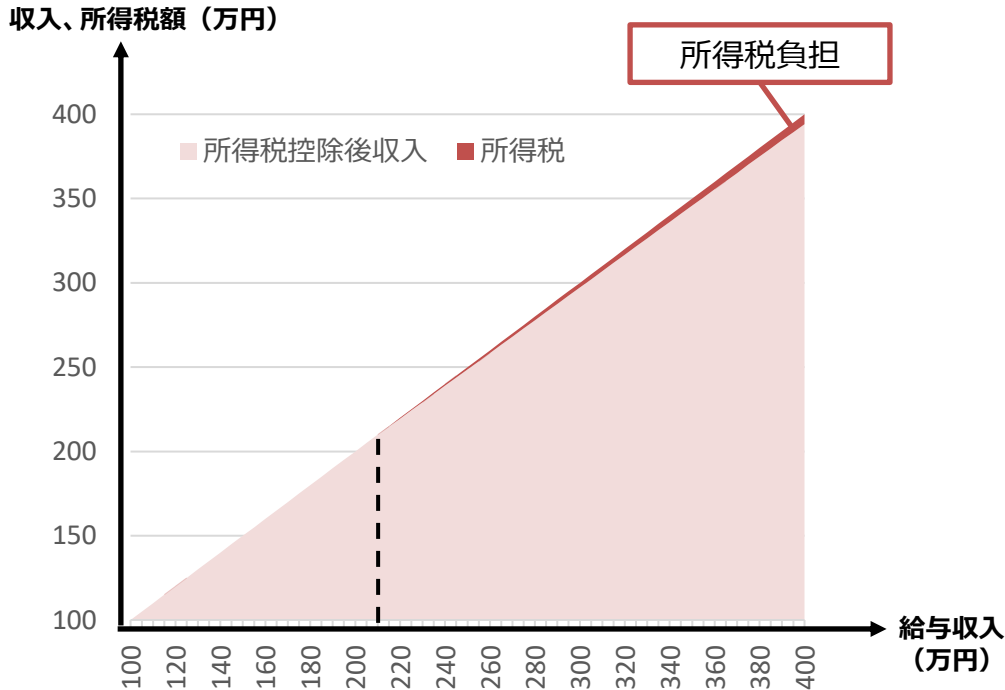
「扶養されている」側の課税最低限と手取り

- 「扶養されている」側の給与収入が約209※万円を超えた場合、「扶養されている」本人に所得税が課されるが、約209万円を超えた部分にのみ課税されるため、手取りの逆転はしない。
- 年末調整で完結するため、新たな手続きも生じない。

● 超過累進税率のイメージ

各種控除： (課税なし)	(所得控除後) ～195万円： 5%	(所得控除後) ～330万円： 10%	(所得控除後) ～695万円： 20%
-----------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

● 所得税負担のイメージ (標準的な社会保険料支払いを仮定)



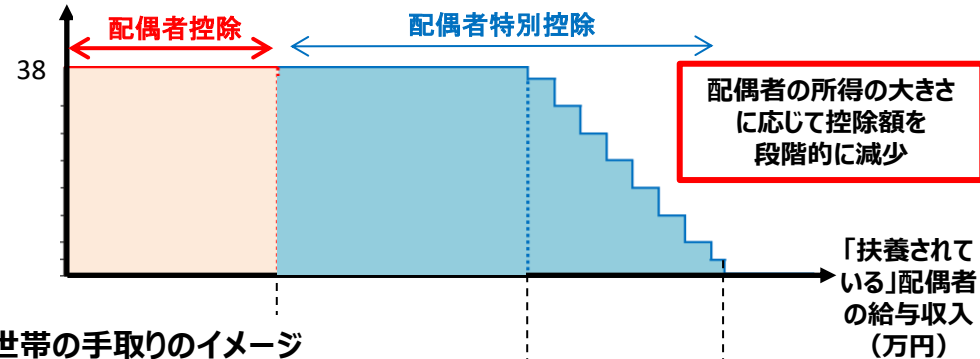
※基礎控除 (特例含む) と給与所得控除の最低保障額の合計である178万円に、標準的な社会保険料を仮定した上で社会保険料控除を加味したものの。

配偶者を「扶養している」側の税負担と世帯の手取り

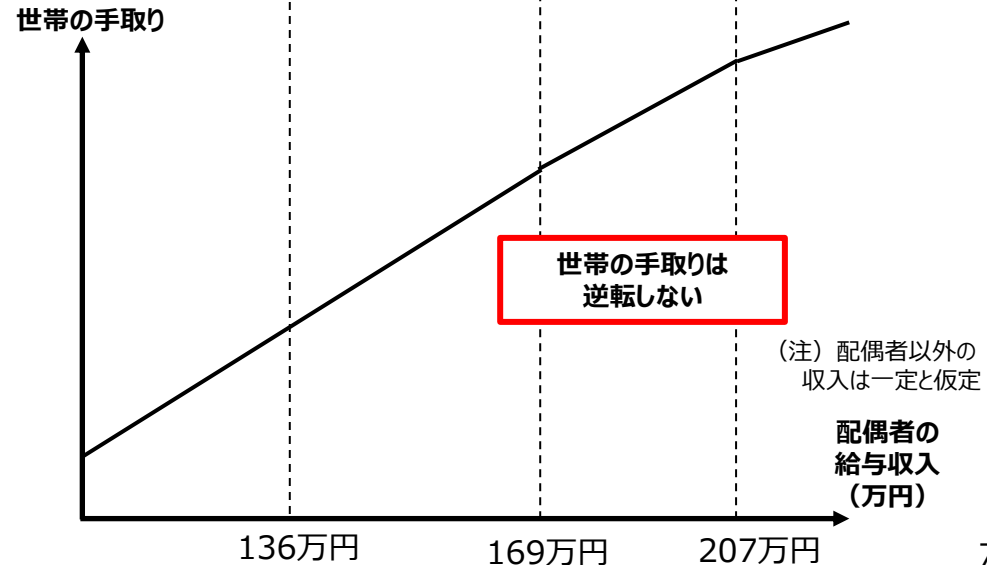
- 配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除により、配偶者の収入が136万円を超えても世帯の手取りは逆転しない。

● 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

配偶者を「扶養している」納税者の
受ける控除額 (万円)



● 世帯の手取りのイメージ



(参考) 有配偶者女性の給与収入分布 (「103万円の壁」の実態)

『年収の壁』問題の視点 『103万円の壁』過剰に意識

(近藤絢子 東京大学社会科学研究所 教授) [RIETIコラム (2023年9月15日)]

- 配偶者のいる女性の税引き前の給与収入分布を見ると、「96万円」「103万円」「130万円」の順で突出している。
 - ・ 96万円：一部の自治体で住民税均等割の非課税限度額となっているほか、月給を万円単位で設定しつつ、年収を100万円以下に抑える場合の月給8万円に対応。
 - ・ 103万円：本人に所得税負担が生じ始める水準。
 - ・ 130万円：社会保険料負担が生じ始める水準。
- 103万円を超える際の負担の増加より130万円を超える際の負担の増加の方がかなり大きいにもかかわらず、103万円の壁の方が目立つ。
また、住民税所得割の負担が生じ始める年収100万円の方が、所得税が生じ始める103万円より、その水準を超える際の限界的な負担増加は大きいにもかかわらず、103万円によりはっきりとした壁がある。
- 考える要因として、企業の家族手当の存在があり、民間企業の2割強が、103万円を配偶者手当の対象となる年収上限に設定している。過去の調査では、就労調整の要因として家族手当を挙げた人は、配偶者の所得控除や自身の所得税を挙げた人の3分の1程度。
- 実際の負担額を正確に理解せず「103万円の壁を超えたら損」との思い込みだけで就労調整がなされている面も無視できないのではないか。メディアが正しい情報を伝えることも就労調整問題の緩和につながると考えられる。

